

マイナンバー関連情報

- ・時間外窓口開設
- ・更新

時間外窓口開設



受け取りはお早めに！
持ち物は郵便に記載されています

通常窓口に加えて、本庁で下記の日程でマイナンバー専用窓口開設！

※※要予約※※

時間外窓口 20分刻みで予約受付

4月8日(水)・22日(水)	17:20 ~ 20:00
5日(土)	9:00 ~ 13:00
5月13日(水)・27日(水)	17:20 ~ 20:00
16日(土)	9:00 ~ 13:00
6月3日(水)・17日(水)	17:20 ~ 20:00
6日(土)・13日(土)・28日(日)	9:00 ~ 13:00

6月時間外
窓口増設！

通常窓口は 平日8:30~17:15 *予約不要

引っ越し予定の方必見！転出届はマイナポータルで*

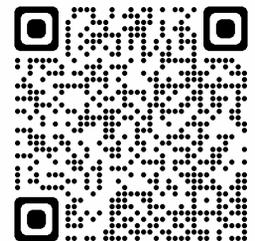
引っ越しで住所が変わるときには、いま住んでいる（住民票上の住所がある）市町村から引っ越し先の市町村へ住所を移す手続きが必要です。住んでいる市町村の役場で「転出」、引っ越し先の市町村の役場で「転入」の手続きをする必要がありますが、マイナンバーカードをお持ちの方は転出の手続きをオンラインでできるようになりました（※外国への転出は対象外です、窓口へお越しください）。

引っ越しをご予定されている方はぜひオンラインでの手続きをご検討ください。また、ご親族ご友人に市川三郷町から（または市川三郷町へ）引っ越しする方がいらっしゃる場合はぜひ「転出届は役場へ行かなくてもできる！」ということを教えてあげてください！詳しくは下記QRコードのデジタル庁のHPまたはマイナポータルからご確認ください。転入のお手続きの際はご来庁をお待ちしています。



←デジタル庁HP
引っ越しオンラインサービス

デジタル庁HP→
スマホ用電子証明書搭載サービス



☆予約・カード全般のお問い合わせ先

町民課町民係 TEL 055-272-1105

平日午前8時30分から午後5時15分

※15歳未満の方のお手続きは保護者（父または母）同伴でお願いします。

オンラインで簡単に 手続の流れ

STEP 1

オンラインで
転出届を提出できる



オンラインで転出届の提出ができるため、引越す前の市区町村窓口への来庁が原則不要です。

STEP 2

オンラインで
転入予定日等を連絡



引越し時は転入先の市区町村窓口で転入手続が必要ですが、事前に来庁予定の連絡ができます。

STEP 3

対面で
転入届を提出



窓口で必要な手続や持ち物をマイナポータル上で事前に確認でき、スムーズに転入手続ができます。

必要なのはマイナンバーカードとマイナポータルだけ 準備するものと操作方法

マイナポータル

手順: 入力

1. 引越す日の入力

1 2 3 4

4 引越す日の注意事項

引越す日から14日以内に、新しい住所の自治体に居住して「転入届（転居届）」を提出する必要があります。

引越す日

2025年2月17日（10日前）から2025年3月29日（30日後）まで選択できます。

※ 14日前に引越している場合は、これまでの住所の自治体へご連絡ください。

年 月 日

- ① マイナポータルへアクセス
- ② 届出情報等の入力
- ③ 電子署名 & 送信

準備するもの

- 利用者のマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書
- マイナポータルにアクセスする端末（スマートフォン・PC）
- 連絡先電話番号
- 新しい住所

※市区町村窓口から入力内容の不備等による連絡があった場合は、その内容に従って対応してください ※マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各種案内に沿って、引越し先の市区町村窓口で転入届等の手続を行ってください